

パブリックコメントの実施結果について

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の素案について、市民などから広くご意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)10月31日(木)から同年11月29日(金)まで

(2) 意見の提出方法

市公式ホームページの意見入力フォーム、電子メール、郵送、ファックス、持参

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎5階南側 まちづくり政策局 政策企画部 ユニバーサル推進室
- ・市役所本庁舎2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・市公式ホームページに掲載

2 パブリックコメントにおける意見の内訳

(1) 意見提出者数(年代別)

19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	未回答	合計
18人	34人	117人	235人	323人	172人	66人	10人	39人	1,014人

(2) 意見提出者数(提出方法別)

提出方法別	インターネット	郵送	FAX	メール	持参	合計
提出者数	918人	17人	8人	52人	19人	1,014人
構成比	90.7%	1.7%	0.8%	5.1%	1.9%	100%

(3) 意見提出者数(所在地別(区別))

中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区
100人	86人	57人	48人	37人	67人	39人
南区	西区	手稲区	市内計	市外	不明	合計
44人	49人	63人	590人	327人	97人	1,014人

(4) 意見数(暫定値)

2,068件

※上記意見数は増減する可能性あり(引き続き整理を進める中で、一つの意見を内容に応じて分割し、複数の意見として取り扱う場合等があるため)。

3 主な意見

※意見の内容については、原文の趣旨をそのままに要約したものです。また、主な意見ごとに分類の上、同様の意見が複数ある場合には意見数を記載しています。

(1) 条例素案全体に関する意見

- ①札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。(17件)
- ②日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。(51件)
- ③本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。(81件)
- ④既に共生できているため、本条例は不要。(38件)
- ⑤本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。(15件)
- ⑥共生社会は実現不可能である。(8件)
- ⑦障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。(36件)
- ⑧本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。(21件)
- ⑨マジョリティも「当事者」なのであれば、マジョリティに関する記載も設けるべき。(8件)
- ⑩施策・事業については最適な指標を設定するなど、進捗管理を適切に実施してほしい。(5件)
- ⑪基本的人権を強調して札幌の現状に合わせて保障する点を支持する。「共生社会」の定義が明確であり評価できる。
- ⑫素晴らしい取組だと思う。対応する現場においては、きめ細やかな対話を欠かすことなく、当事者一人一人のニーズを反映できるようにしてほしい。
- ⑬条例の内容が不明確である。(9件)
- ⑭条例の必要性が感じられない。(34件)
- ⑮立法事実がないと考えられる。(8件)
- ⑯課題設定について、「多様な課題はそれぞれ絡み合い、複雑化・複合化しています。」との部分は各々の本質的な課題を曖昧にしてしまうものであり、状況分析そのものが根本的に的を射ていない。

(2) 基本的な考え方に関する意見

ア 多様性を尊重したまちづくりについて

- ①本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。(62件)
- ②多様性の尊重は日本の文化の軽視等につながる懸念がある。(9件)

- ③「多様性」を主張することで生きづらさが生まれる人もいるため、慎重に対応すべき。
- ④多様性の尊重については、差別の構造（どうして起きてしまうのか）について、丁寧な啓発していくことも重要。「共感」という相手への理解だけでなく、構造的な問題を理解することも進めてほしい。
- ⑤条例が掲げる「多様性を尊重したまちづくり」のためには、次世代への教育が重要である。
- ⑥「共感に基づく心のバリアフリーの醸成」という表現は、市民には分かりにくい。

イ 包摂的なまちづくりについて

- ①「包摂的」を「全ての人を排除せず、取り残さないさま」と定義しているが、市民を守るためには排除せざるを得ない人たちが存在するため、「包摂性」、「包摂的」という文言は排除すべき。（2件）
- ②包摂的なまちづくりについて説明する際、「社会モデルの考え方」と「医学モデルの考え方」の違いについて述べられているのは、市としてこれからのまちづくりを市民に知ってもらうためには重要な説明であり、もう少し強調しても良いと思う。

ウ 市民・事業者との協働による共創について

- ①市（行政）・市民・事業者の三者は並列な関係で協働することを意識し、「市（行政）・市民・事業者との協働による共創」とすべき。（3件）

(3) 前文・定義に関する意見

ア 前文について

- ①「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とすべき。（5件）
- ②前文中「札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきました」という表現について、この一文は、あたかも北海道が昔から移民社会であり、そのことが発展の原動力かのように誤認させるものであり、削除を求める。（3件）
- ③「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのか。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのか。（11件）
- ④前文中「市、市民及び事業者が一体となって、（中略）共生社会を実現し」という表現については、「市、市民及び事業者がそれぞれの立場で、でき得る範囲で、共生社会を目指し」とすべき。（3件）

イ 定義について

- ①市民の定義について、日本国籍を有する者に限定すべき。（14件）
- ②市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。（10件）

- ③「差別や偏見」に関する定義がないため明確にしてほしい。(17件)

(4) 基本理念及び市民・事業者の役割に関する意見

- ①基本理念に反対。(3件)
- ②「理念条例」としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課すことに反対。
(11件)

(5) 基本的施策に関する意見

ア 障がい関係

- ①バリアフリー化などはこれまでも実施されてきていると思う。本条例により初めて実現可能な施策はあるのか。
- ②車椅子で利用できる施設を検索できるアプリやサイトがあると良い。車椅子で入店できるか、車椅子用トイレがあるかなどを事前に確認できるサービスがあると便利。毎回お店に電話して確認するが、スタッフが車椅子利用の可否を判断できないことがあり、事前に検索できると助かる。
- ③障害者差別禁止法の理解が進んでいないため、企業向けに正しい理解を深める施策が必要。

イ 性別関係

- ①「社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援」について、男性も同様に支援が必要な場合があるため、支援は性別に関係なく、孤立や不安を抱える全ての人々に対して行われるべき。(10件)
- ②男性と女性は性質や体力が異なり、完全な平等は不可能である。
- ③性的マイノリティへの理解促進は、子どもの性のモラルや家庭の崩壊を助長するおそれがある。(27件)
- ④性別による区別のあるスペースの運用は必ず生物学的な性別で分ける必要がある。これは差別ではなく、区別である。(11件)
- ⑤性的マイノリティを扱う教育の推進に反対。(17件)
- ⑥性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある。(44件)
- ⑦性的マイノリティ(LGBT)と一括りにすることに懸念がある。(4件)
- ⑧性的マイノリティへの支援は当事者の意見を聞いているのか。(2件)
- ⑨札幌市が採用している「性の在り方はグラデーション」に反対であり、条例の啓発に関する規定を設けないでほしい。(4件)

ウ 子ども関係

- ①子どもの権利条例推進事業について、日本では子どもの権利がないがしろにされている実態はなく、「意見表明権」は子どもの健全な成長に障壁となる可能性がある。「学校を休む権利」などの主張は条例の目的と異なる。(5件)
- ②「子どもの権利への理解」が63.8%とのことであるが、子どもの権利を理解し

た安定した社会は、健全な家庭と学校との連携の中で育まれる。

- ③本条例を活用した子ども達への教育は不要。(5件)
- ④小学校からの札幌や北海道の開拓の歴史教育が重要。
- ⑤条例に基づく教育内容が特定の価値観や政治的理念を支持するものと解釈されると、教育の政治的中立性に抵触する可能性がある。また、共生社会の理念を優先しすぎると、地域の伝統や宗教的価値観が軽視され、教育の公平性が損なわれるおそれがある。(2件)
- ⑥特定の価値観を一方的に教えることは、子どもたちの視野を狭める等の危険がある。教育は多様な価値観に触れるものとし、自ら考える力を育むべきである。(7件)

エ 国籍関係

- ①表示の多言語化については限界があり、これ以上の取組は不要である。(9件)
- ②GX経済圏はこの条例と関連しているように思う。外国人教師やインターナショナルスクールへの税金投入は日本人の子どもたちに負担をかける。税金は学校給食の質の向上等に使うべきであり、これは逆差別である。(16件)
- ③異文化圏の外国人が起こす問題を無視して日本人に「共生」を強いることは解決にならない。(7件)
- ④外国人の支援は各国政府が担うべきであり、日本人の税金を投入することは財政状況を悪化させる。(21件)
- ⑤外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教徒による土葬問題など、様々な懸念がある。(410件)
- ⑥外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらうべき。(82件)
- ⑦外国人への優遇・支援は不要。(53件)
- ⑧外国人参政権の付与につながる懸念がある。(7件)
- ⑨日本の暮らし、文化及び伝統を守ること等を優先すべき。(29件)
- ⑩外国人による犯罪行為等に厳正に対処してほしい。(9件)
- ⑪外国人(移民等)の受入れに反対。(52件)
- ⑫多文化共生に反対。(38件)

オ 民族関係

- ①アイヌ民族は先住民族ではない。(6件)
- ②アイヌ民族への理解が89%となっていることなどから、アイヌ民族に対するこれ以上の配慮・支援は不要。(24件)
- ③共生社会の実現には、差別や偏見をなくすための具体的な対策が必要。北海道アイヌ生活実態調査では、SNSでの差別が増加していることが明らかになった。自治体は理念だけでなく、実効性のある対策を講じるべきである。

カ その他の施策について

- ①高齢者の方が増えていることは、問題ではなく、高齢者の方の社会貢献を可能とする社会構造とする必要がある。

- ②生きづらさを抱える市民に対する支援サービスが存在するが、周知が不足しているため、利用できない人が多い。サービスの周知を強化すべき。
- ③大人への人権教育が必要。
- ④「その他共生社会の実現に向けて必要な施策」の「その他」が不透明であり、削除すべき。(2件)

(6) 財政上の措置、附属機関の設置等に関する意見

ア 財政上の措置について

- ①本条例に関するものではなく別の事業に予算を使うべき。(33件)
- ②既に障がいのある方、アイヌ民族、外国人、性的マイノリティなどに関し多くの予算が割り当てられているため、新たな財政措置は不要。(16件)
- ③本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠く。(20件)
- ④本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがある。(19件)
- ⑤包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算がアイヌ民族や性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対。(13件)

イ 附属機関の設置について

- ①附属機関の委員の選定方法が不明であり、特定の考えが押し付けられる懸念がある。
- ②附属機関の会議は公開で行うべき。

ウ 委任について

- ①抽象的な条例であり、条例制定後どのような事業を行うのかが分からない。このため、施行に関し必要なことを市長だけで決められることに懸念がある。(2件)

(7) その他の意見

ア 差別、罰則等について

- ①差別や偏見があるという前提には疑問がある。(58件)
- ②ヘイトスピーチ等の事例があることから、条例に差別やヘイトスピーチの禁止を明記し、罰則についても定めるなど、実効性のある条例にしてほしい。(21件)
- ③本条例は「誰もが当事者」という考え方で構成されているが、差別する側と被差別側の立場は異なる。対話による解決は困難であり、加害者側への社会的規制が必要である。
- ④国連憲章を守る観点から国際人権規約や人種差別撤廃条約があり、人種差別を許さない対策を国に強く求めるための先駆けとなる条例であると思う。
- ⑤本条例に罰則規定を設けることに反対。(16件)

イ 広報・意見聴取について

- ①条例制定について市民への周知・広報が不十分である。(16件)
- ②本条例は広範囲に影響するものであるため、より多くの議論が必要。(3件)
- ③組織的なSNS上の書き込みがあるが、条例は地方公共団体が制定するものであり、札幌市民が選んだ市議が議論するのが筋である。組織的に圧力をかけることはパブリックコメント制度本来の目的から逸脱している。

ウ その他

- ①ユニバーサル展開プログラムについて、障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの事業全てを一括りにすることに反対。(2件)